議第７７号

柏崎市議会議員及び柏崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

柏崎市議会議員及び柏崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）９月５日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市議会議員及び柏崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市議会議員及び柏崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号ア中「１５，８００円」を「１６，１００円」に改め、同号イ中「７，５６０円」を「７，７００円」に改める。

第８条及び第９条中「７円５１銭」を「７円７３銭」に改める。

第１２条第１号中「５２５円６銭」を「５４１円３１銭」に、「２３２，９００円」を「２３７，２００円」に改め、同条第２号中「２７円５０銭」を「２８円３５銭」に、「４９５，４３０円」を「５０７，８５５円」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

新潟県柏崎市議会議員及び柏崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年３月３日条例第１号）

改正後	改正前
（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続） **第４条**　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 （１）　（略） （２）　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア　当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合　当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額 イ　当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合　当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ　（略）	（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続） **第４条**　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 （１）　（略） （２）　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア　当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合　当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額 イ　当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合　当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ　（略）
（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） **第８条**　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契	（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） **第８条**　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契

改正後	改正前
約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が７円73銭を超える場合には、７円73銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第６条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額） **第９条**　第６条の規定による公費負担の限度額は、候補者１人について、７円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） **第12条**　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、1,200枚以内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 （１）　選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じた枚数とする。以下同じ。）が500枚以下である場合　541円31銭に当該ポスターの作成枚数を乗じて得た金額に237,200円を加えた金額を当該ポスターの作成枚数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。次号において同じ。） （２）　選挙運動用ポスターの作成枚数が500枚を超える場合　28円35銭にその500枚を超える数を乗じて得た金額に507,855円を加えた金額を当該ポスターの作成枚数で除して得た金額	約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が７円51銭を超える場合には、７円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第６条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額） **第９条**　第６条の規定による公費負担の限度額は、候補者１人について、７円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） **第12条**　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、1,200枚以内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 （１）　選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じた枚数とする。以下同じ。）が500枚以下である場合　525円６銭に当該ポスターの作成枚数を乗じて得た金額に232,900円を加えた金額を当該ポスターの作成枚数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。次号において同じ。） （２）　選挙運動用ポスターの作成枚数が500枚を超える場合　27円50銭にその500枚を超える数を乗じて得た金額に495,430円を加えた金額を当該ポスターの作成枚数で除して得た金額